

平成 29 年臨時総会報告

日 時：2017(平成 29)年 11 月 26 日(日) 15:00～17:12

場 所：ヴェルクよこすか 6 階 第 1 会議室

出席者：79 名

▶臨時総会開催の目的

▷次の定時総会を成立させるため、および 2017 年度総会の決議事項、秋の懇親会（秋季幹事会）の承認事項を会則の条文に表すため、会則を改正すること

- ・4 月春季幹事会、5 月総会で決議された事項を会則の条文にする。(目的、事務所の場所、会費等)
- ・10 月秋の懇親会（秋季幹事会）にて承認されたことを会則の条文にする。
 - ・総会の構成員を代議員とする。(現在は構成員の基準がない)
 - ・代議員は各期から選出する。(現在は偏った期で構成されている)
 - ・総会の招集、議長、定足数、議決権、議決要件を会則に盛り込む。(会則にない)
 - ・会計年度を 7 月 1 日～6 月 30 日とする。

▷すでに現状と見合っていない会則の項目を改正すること(会則は平成 6 年から一度も改正していない)

- ・朋友会が行う事業として最上位に挙げられている名簿の発行はおこなっていない。
- ・常任幹事、各期幹事が不明。
- ・定時総会開催が 6 月ではない。
- ・維持会費は「隔年毎に 2 年分 3,000 円」がシステム上不可能になっている。

▷新たに、会則に盛り込むこと（時代に合った形にする）

- ・名称、会員、表彰等

▶報告

秋の懇親会（秋季幹事会）にて「各期代議員による臨時総会を開催し、会則（案）を出すこと」が承認された。しかし、臨時総会直前に、「現行の会則通りに、会場に集まった出席者の採決でおこなうべきではないか」との一般の会員からの意見があり、当日は、出席者数で決を採ることで臨時総会をおこなうことにした。

昨年、一昨年の総会の出席者は 1 ケタ～10 期代が中心であり、平均が 16 期だったが、今回は大学生が 6 人出席したこともあり、平均が 30 期だった。残念ながら中学期の先輩の出席はなかったが、最年長の中 25 期宇野様(97 歳)からは、「(それまでに代議員が決まっていた) 4 期以降の皆さんで進めてください」とのお言葉を頂戴した。

出席者が今までとは違うこともあり、議長選出は会長指名の方法でおこなう予定だったが、会場から「今までの慣習通りに実施すべきだ」との声があり、会場から立候補を募った。

資料説明の後、会長あいさつ及び役員紹介があった。議事進行は、従来 of 総会とは違い多くの意見が飛び交う白熱したものとなった。序盤は 30～60 期代から現行会則についての質問があり、それに対して 1 ケ

夕期からは以前の取り組みについての話があった。後半、10～20 期代から現執行部に対して現行会則通りに進めるべきではないかとの意見や、今までの朋友会の良さや、何を変えていくべきかという意見があった。

16 時から予定されていた懇親会の時間に入っても議事は終わらず、本会は質問と意見を受け付けたところまでで延会となった。17:12 に本会の閉会をおこない、懇親会に入った。

懇親会は 39 名が出席し、18:00 にお開きとなった。

【臨時総会での主な質疑応答】 Q：会場からの質問 A：役員、顧問の回答

Q.名簿作成と個人情報について、現在はどうなっているのか。

A. 名簿は 1995 年以来作成していない。

A. 今までは会員から依頼があると、会員の住所情報を提供していた。

新体制では、発送代行をおこなうことで、個人情報を一切流出しないようにしている。

Q.各期幹事と常任幹事はいるのか。

A. 選んだ各期幹事はいなかったが、それなりにその都度何人かの代表者を推薦してつながってきた。

A. 昨年、常任幹事は 7 名いた。委員会の委員長がやっていた。

Q.総会開催日程は、なぜ 5 月に変更されたのか。

A. 会則には 6 月となっているが、実際には 2016 年と 2017 年は 5 月におこなっている。

A. 学校から支援金を 4 月早々に使いたいという要望があった。総会を前倒しして開催し、予算を出して、支援金を学校に支出した。

Q.事務所を学校の外に移すよう学校から言われたのか。

A.学校から出て行ってほしいとは言われていないが、本来は行政財産目的外使用許可手続きを取らないといけないものである。

Q.事務活動の移転について、5 月総会前に移転したのは会則違反ではないか。

A. 春季幹事会で事務の活動場所の移転の承認を得ている。

Q.会員は入会届を出す必要があるのか。

A. 個人情報保護法の規定により、現在は卒業生が、自らの意志で入会届を出すことによって、氏名、住所等の情報を朋友会が受け取っている。

【臨時総会での主な意見】

○総会に関する事などは、会則に規定していなくとも今までの慣習を変えるべきではない。

○総会は現会則通りにおこなうべきだ。

○顧問が 1 人になってしまったのは、おかしい。それ以前の顧問に失礼ではないか。

○監事と会計が 2 名以内というのはおかしい。1 人でできるものではない。

○新旧会則の対照表を作ってほしい。

○地域貢献は、横須賀市に限ることはなく、「地域」としてはどうか。